2021年(令和3年)2月18日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

患者の診療に係る個人情報を目的外に提供することについて(答申)

2021年(令和3年)1月25日付けで諮問(第1052号)された患者の診療に係る個人情報を目的外に提供することについて、次のとおり答申します。

# 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

#### 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は、次のとおりである。

# (1) 諮問に至った理由

今回の調査嘱託の契機となった事案は、2019年(平成31年)1月7日に、養護者から事件本人(以下「患者」という。)に対する虐待の疑いが認められたことから、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第7条の規定に基づき、藤沢市民病院(以下「当院」という。)から藤沢市に通報している。

この度、横浜家庭裁判所裁判所書記官から、家事事件手続法第62条及び家事事件手続規則第45条の規定に基づき、後見開始の審判申立事件の審理のため、患者が当院を受診した際の2019年(平成31年)1月4日から診療の終了までに作成された診療録等を求める調査嘱託がなされた。

家事事件手続法第62条及び家事事件手続規則第45条の規定は、個人情報を目的外に提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、 実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、当院が患者の個人情報 を横浜家庭裁判所に目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

# (2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する患者の個人情報

診療録, 医師指示書, 看護記録, 写真

なお、その他、平成31年1月4日の患者の当院での受診時の様子及びそ

の後の治療経過に関する一切の文書及び写真については, 作成していないこ とから, 提供の対象外とする。

また、当院が藤沢市に対し、患者に対する虐待が疑われる事実を通報することとなった経緯を表す文書及び患者の受傷の状況を表す一切の文書及び写真については、診療録及び写真に含まれている。

イ 目的外に提供する相手方

横浜家庭裁判所 裁判所書記官

ウ目的外提供の根拠規定

家事事件手続法第62条及び家事事件手続規則第45条

- エ 目的外提供に対する実施機関の考え
  - ⑦ 調査嘱託の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る調査嘱託は、家事事件手続法第62 条及び家事事件手続規則第45条の規定に基づくものである。

家事事件手続法第62条は、家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる、としている。また、家事事件手続規則第45条は、裁判所がする事実の調査及び証拠調べに関する嘱託の手続は、特別の定めがある場合を除き、裁判所書記官がする、としており、報告の請求権を認めたものであるが、その調査嘱託に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件調査嘱託は、正当な請求権を有した横浜家庭裁判所裁判所 書記官によって行われるものであり、本件調査嘱託の情報については、患者 の後見開始の審判申立事件の審理に必要な範囲内で利用するものである。

# (イ) 目的外に提供する必要性

今回の調査嘱託の具体的な必要性について、横浜家庭裁判所に問い合わせたところ、後見開始の審理に当たり、養護者から患者に対する虐待の疑いを当院が藤沢市に通報した事実の裏付けとして必要となる、とのことであった。

なお、当該裁判の判決日及び事件番号については確認している。また、 患者は、判断能力が不十分であるため、本人同意を得ることが困難である。 本件の目的外に提供する個人情報は、患者が当院を受診した際の診療録 等であり、調査嘱託の代替手段が想定し難いものである。よって、本件の目 的外提供に係る個人情報の内容と調査嘱託の趣旨等を勘案した結果、本件の 調査嘱託に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める提供 を受けるものが執る措置を講ずるよう伝えるものとする。

また,個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対して,あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているため,本人通知を行うものとする。

### (3) 添付書類

### ア 嘱託書

イ 個人情報取扱事務届出書

# 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおりの判断をするものである。

本件調査嘱託は,正当な請求権を有した横浜家庭裁判所裁判所書記官によって 行われるものであり,本件調査嘱託の具体的な必要性について,横浜家庭裁判所 に問い合わせたところ,次のように述べている。

後見開始の審理に当たり、養護者から患者に対する虐待の疑いを当院が藤沢市 に通報した事実の裏付けとして必要となる。

なお、実施機関は、当該裁判の判決日及び事件番号について確認している。

また、実施機関では、患者は、判断能力が不十分であるため、本人同意を得ることが困難であり、本件の目的外に提供する個人情報は、患者が当院を受診した際の診療録等であるため、調査嘱託の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると,個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上